

第25期 第10回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和6年3月27日

伊予市農業委員会

第 2 5 期

第 1 0 回定例農業委員会総会議事録

令和 6 年 3 月 2 7 日（水）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 1 0 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 8 名
農地利用最適化推進委員	5 名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

第 3 5 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	6 件
第 3 6 号	農地法第 3 条の規定による競（公）売に係る 買受適格証明願いについて	1 件
第 3 7 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	2 件
第 3 8 号	非農地判断について	2 件
第 3 9 号	伊予農業振興地域整備計画に変更に係る意見について	1 件

（報告）

第 1 4 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による届出について	2 件
第 1 5 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第10回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番 ●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしく願いいたします。

議案第35号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	中山町佐礼谷	●●	さん
申請地	中山町佐礼谷	●●番	田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

譲受人の経営状況は議案説明書の1ページ1番のとおりとなっております。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 農業委員

この案件ですが、譲渡人である●●さんは、この申請地の近くに複数の農地を所有していらっしゃるんですが、現在は松山市にお住みで後継者もおられないということから、以前から農地を手放したいという意向を持っておられたようです。今回の申請地については、譲受人である●●さんと話がまとまって、今回の申請に至ったようです。譲受人の●●さんは色々な作物を育てておられまして、佐礼谷地区でも有数の農家ですので、特に問題はないと判断しております。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

農業従事者2名というのはご夫婦でしょうか。

●● 農業委員

はい。

議長

他にございませんか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2と3と4については、関連がありますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	上三谷	●●	さん
譲受人	下三谷	株式会社	●●
		代表取締役	●● さん
申請地	上三谷字●●番●●	田	●●m ²
借受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

3番

譲渡人	下吾川	●●	さん
譲受人	下三谷	株式会社	●●
		代表取締役	●● さん
申請地	宮下字●●番●●	畑	●●m ²
借受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

4番

譲渡人	宮下	●●	さん
譲受人	下三谷	株式会社	●●
		代表取締役	●● さん
申請地	宮下字●●番●●	畑	●●m ²
	宮下字●●番●●	畑	●●m ²
借受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

借受人の経営状況は議案説明書の1ページ2、3、4番のとおりとなっております。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当してい

ませんでした。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

番号2に関してですが、●●さんというのは、この会でも何回となく出てきているんですが、この前、初めて会いました。すごく若い子で、畑に関しては植えたんはええんですけど、去年全部枯らしてしまいました。田でやっところは何とかもってる状態で、今回の申請地にも、もう梅を植えていました。心配なのは、4, 5 m高い所の畑に植えているんですが、下の田んぼに迷惑はかけてくれるなよという話はしたんですけども。非常に若い子なんです。梅を植える時期が3月と12月らしいんです。この会で三か所出て、次は出るとしたら12月ぐらいになるだろうということも言うておりました。また、ご検討いただいたらと思っております。

議長

ありがとうございます。番号3と4について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

先程と同じ●●さんで、初めてお会いしてやはり若い方でした。梅を栽培するというのでお願いしますということでした。かなりやる気があるような感じでしたので、ご検討をお願いできたらと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号2, 3, 4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

すいません。ご説明がありましたが、梅を主体に作付けをされるそうですが、20代か30代か分かりませんが、精力的にやってもらうのは頼もしいことだと思いますが、農業委員さんも心配されておられたように梅も大きな木になりますし、それ相当の管理と言いますか、それ相当の技術もなければ梅も育たんと思いましたが、被害が出るような恐れはないのでしょうか。

●● 推進委員

近所に家もありませんので大丈夫だと思います。あとは●●さんが頑張って作っていただくしかないと思っております。

●● 農業委員

すいません。年齢は20代の前半です。意欲はあるがあまり考えがない。そういうことでちょっと心配なところがあります。特に草刈りとか田んぼなんで、そこが気になります。本人に会ったら言う以外ないかなと。

●● 農業委員

事務局としては、樹木と言うか、田んぼに樹木を植えられても了解ということですか。

事務局

事務局の方からですね、まず、田んぼの方に樹木、果樹を植えること自体は違反でも何でもないので特別制限がかかることはないです。今回の案件、上三谷の案件は元々借り手を探していた遊休化しかけたところなので、渡りに船かなというところで、宮下の案件に関しては、一方は柑橘が植わるところで、もう一つは完全に遊休農地化して雑木が生えているのを徐々にきれいにしていきよったという所で、元が元なのでというところはあるかと思いません。

今までの案件も8割9割が遊休農地になっただとか、雑木が生えておっただとかそういう場所だったので、そこに関してはきれいにしていってくれています。先程、●●委員さんが言われよりましたように、昨年植えたやつはほぼほぼ枯れております。そういう意味の技術は未熟なんですけれども、なのできれいな園地を任せるのには不安があるかもしれない。でも荒れ地をきれいにしていくという点では十分実績があるということを考慮していただければと思っております。

議長

無いようでしたら、番号2と3と4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2と3と4について承認いたします。

続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

5番

譲渡人	下吾川	●●	さん
譲受人	下吾川	●●	さん
申請地	下吾川字●●番	畑	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

また、譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

現地確認をいたしました。●●さんの並びの前に●●さん所有のアパートがあり、冬場が特に日当たりが悪く、作物づくりが難しいと思われます。また、道幅も狭く出入りも困難だと感じました。以上です。

議長

それでは、番号5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

すいません。同じ質問ですけど、従事者2名というのはどなたとされるのかと、今の畑は何を作っているかということです。お願いします。

●● 推進委員

何も作られていません。●●さんが持っていて作られていたんですが、5年ぐらいは作られていないです。

●● 農業委員

従事者は。

事務局

申請書の方は事務局が持っておりますので、事務局がお答えしましょうか。●
●さんと●●さんのお二人です。

議長

外にはございませんでしょうか。無いようでしたら番号5について賛成の農業
委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号5について承認いたします。

議長

続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

6番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	双海町上灘	●●	さん
申請地	双海町上灘字●●番●●	田	●●m ²
	他3筆	合計●●	m ²
譲受人の耕作面積	●●		m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ6番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当して
いませんでした。以上です。

議長

それでは、番号6について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

譲渡人の●●さんは、まだ●●才ですが、以前から病弱でお母さんが主にやっていたが、お母さんも高齢で農業がやれなくなったという状況です。同じ地区の若い夫婦が現在、柑橘、キウイ等を一生懸命やっております、その中、夫婦に声がかかり評価額で購入したと聞いております。若い2人ですので全く経営関係に問題はないと思いますので、審議のほうよろしくをお願いします。

議長

番号6につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号6について承認いたします。

続いて、議案第36号につきまして、事務局の説明をお願いします。

議案第36号

農地法第3条第1の規定に基づく競(公)売に係る買受適格証明願いについて、次のとおり農業委員会の承認を求め、番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

買受人	上三谷	●●	さん		
申請地	上三谷字	●●番	●●	田	●●m ²
	上三谷字	●●番	●●	田	●●m ²
	合計	●●	m ²		
買受人の耕作面積	●●	m ²			
申請理由	経営規模拡大				

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ1番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

ここは、●●という会社がしているところで、この間も行政書士さんと来られて道の5、6メートル横に稲があるのですが、そこの草刈りをお願いしたらなんとかしますとのことでした。今まできちんと田んぼやハウスをされているので大丈夫だと思いますので審議をお願いします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

やっておられるのは何の花でしょうか。

●● 推進委員

いろいろな花をハウスでかれこれ育てています。ハウスも5、6反以上あります。

●● 農業委員

たとえばどんな花ですか

●● 推進委員

ものすごい種類があります。私が世話をしているときに外灯を付けるのでそこをお願いしたら、光に弱い花もありますが協力しますということで、結構協力してくれるところです。

●● 農業委員

このあたりでは大規模に観葉植物を育てて配送しているそうです。5、6反以上あって特許もあると聞いたので、あまり見ないものがあると思います。

議長

他に無いでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

議案第37号

農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

議案説明書は3ページ、申請地説明図は2ページから3ページをご覧ください。使用貸人は、上野、●●さん、●●歳。使用借人は、下吾川、●●さん、●●歳。土地所在地は、上野字●●番●●、田 ●●m²。転用目的は農家住宅、転用面積は同じく●●m²です。

今回の転用に至る理由でございますが、使用借人の母方の実家の生業である農家経営の維持が困難になっており、親族内で従事可能者が使用借人しかおらず祖母が所有している申請地を借り受け、住居を構え生活拠点とし、農業に積極的に従事しようとするため、本申請に至ったものです。申請地は、上野に位置し、10ha以上の農地の広がりがない第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

母方の祖父母が高齢になり農業が困難になりまして、3年ほど前から●●さんが休みの日に下吾川から来て農業を手伝っている状況でした。下吾川の住宅が子どもの成長につれて手狭になってきたということもありまして、この機会に祖母が所有している田んぼに農家住宅を建てて生活をして、近くに祖母の家がありますので面倒を見ながら農業もできるということで今回の申請になりました。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 委員

●●さんはお手伝いをしているとのことですが、本人が持っている土地の賃借の契約をしていない状態で農家住宅が建つのですか。

事務局

名前は違うのですが、●●さんは娘婿になりまして、農家世帯が一緒になります。ですので、貸借や農業上の経営面積的には同じ面積になる方になります。

議長

他に無いでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2

議案説明書は3ページ、申請地説明図は4ページから5ページをご覧ください。賃貸人は、松山市福音寺町、●●さん。賃借人は米湊、●●株式会社。土地所在地は、八倉字●●番、畑、●●㎡。転用目的は露天資材置場、転用面積は同じく●●㎡です。

今回の転用に至る理由でございますが、賃借人が伊予市八倉において、通常砂防工事を請け負い、工事に必要な資材を搬入し仮置きする場所が必要なため、

本申請地を一時的に資材置き場として利用しようとするために本申請に至ったものです。申請地は、八倉に位置し、10ha以上の農地の広がりがない第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの意見を申し上げます。

●● 推進委員

説明いたします。この場所は何年も前から工事が始まっておりまして、その時から借りていて手続き上、今になったということです。事務所の横に長尾谷川がありまして、金松山の上のほうに続いております。金松山の周辺は土砂災害特別警戒区域に指定されていて、地元の方が県に依頼をして認められた工事です。私の山があるので前を通るのですが、周辺の騒音やほこり等問題なく、トラックの出入りの際には水をまいたり確保した場所に駐車したりするなど迷惑をこうむることはございません。大雨のあとは、定期的に担当の方が山に行きパトロールをし、土砂崩れがありましたら回復工事をしていただいています。常に山の中はトラックが通れるように維持管理をしていただいております。私、個人的には素晴らしい技量だと感じています。申請が遅くなりましたが、支障はございませんので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

議案第38号

農地法第2条の規定による農地でないことの判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

議案説明書は4ページ、申請地説明図は6ページから8ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、上三谷、●●さん、●●才。土地所在地は上三谷字●●番●●、畑 ●●㎡、外2筆。面積計●●㎡。今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出人の父が昭和●●年頃に亡くなり、相続した時点で山林化しており、農地としての回復が困難であることから、非農地判断を求められているものです。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見を申し上げます。

●● 農業委員

●●さんは、10年以上大谷池の樋の番をされている方で、お父さんが柑橘栽培をされていて、40年前に亡くなったあとは、柑橘を作らずにそのままにしておりました。面積が結構あるのですが、近所のほとんどが元は果樹園で荒地の状態になっております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

何も植えないのですか。

●● 農業委員

植えないです。

●● 農業委員

相当な面積ですが、そうになってしまうのですね。

議長

他に無いでしょうか。農地ではないということです。
無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2

議案説明書は4ページ、申請地説明図は9ページから10ページをご覧ください。
申出人及び土地所有者は、三秋、●●さん、●●才。土地の所在地は、三秋字
●●番●●、畑、●●m²、外1筆。面積計●●m²。今回の非農地判断に至る理
由でございますが、申出人は当該農地において耕作をしてきたものの、耕作放
棄となり、農地としての回復が困難であることから、非農地判断を求められて
いるものです。以上、ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんは、高齢になり農業ができなくなり、息子さんが2人おられました、
長男は亡くなられて次男は●●に住んでおられます。この土地は、高速道路が
できてからも以前は柑橘を育てられていたが、その後、耕作も何もしていな
ので写真の通り荒れています。今回、山林に変更ということで申請します。ご審
議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はござ
いませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

議案第39号

伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

議案説明書は5ページ、申請地説明図は11ページから12ページをご覧ください。申出人は八倉、●●さん、●●才。土地所有者は八倉、●●さん、●●才。土地所在地は、八倉字●●番●●1、畑 ●●㎡。●●医院への転用を目的とした農振除外の申出となります。申出人は東京都内の●●医院に勤務しておりましたが、伊予市八倉の出身で長男でもあり、また、以前より地元へ帰郷し両親の老後の面倒をみることに、さらに地元には●●医院が少ないことから●●医療を通じて地元へ貢献したいと考えていたところ、●●医院を開業するのであれば今回の申請地が最適地と考え、適正な手続きを行うべく、本申出に至ったものです。農振法の規定に基づく各要件を確認したところ、本申出の内容は妥当であり、個別除外による対応は止むを得ないと判断されます。以上、ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

この土地は、●●さんのお母さんの名義でございます。元々この辺りは農業振興地域でございます。砥部町の境に近く、砥部町になると何でもできるのですが、伊予市の八倉になると、何もできない、水田しかできないという地域でございます。行政書士の先生や本人から話を受けて、いろんな事情をしめされて他に代替地はないのかということを見てみましたが、いろいろ資料を見せていただいて、いろいろあつたことの説明を受けました。農業振興地域ですが、農免道路の土地改良には入っていないということです。県道になったときにできたのが美容室、コンビニ、うどん屋でして●●医院がないとのことでした。地元の方も期待しているし過疎の農業振興地域ですので、どんどん参入し

ていただきたいのと、地元が発展することに反対する方はいませんでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

報告第14号

農地法第5条第1項の規定による届出について、次のとおり報告する。事務局の一括説明をお願いします。

事務局

1件目は、譲渡人は、米湊、●●さん。譲受人は、米湊、●●さん。土地所在地は、米湊字●●番●●、田、●●m²。転用目的は自己住宅で、転用面積は同じく●●m²、使用貸借権によるものです。

2件目は、譲渡人は、下吾川、●●さん。譲受人は、新居浜市●●、●●さん。土地所在地は、下吾川字●●番●●、畑、●●m²。転用目的は、一般住宅で転用面積は同じく●●m²、使用貸借権によるものです。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。報告第14号につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、次に進みます。

報告第15号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書の受理について、次のとおり報告する。事務局の一括説明をお願いします。

事務局

今回、賃借の方も1件届出がございました。貸出人が東京都の●●さん、借受人が砥部町、●●さん。届出地は上野字●●番、田、●●㎡、外1筆。面積計●●㎡。解約事由は双方合意。権利の種類は基盤法による賃借権設定でした。

議長

ありがとうございます。報告第15号につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、次に進みます。

事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局連絡事項)

議長

それでは、次回は4月30日(火曜日)午後1時30分から伊予市役所での開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第10回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後2時27分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
